

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に進むよう意識啓発を行った。	年度当初に、全教職員へ「いじめ防止等基本計画」についてメールで周知し、令和7年2月に第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」を視聴による研修を行い、いじめに対する意識啓発を行った。	引き続き、年度当初に全教職員へ定義を周知し、HPにて日常的に閲覧できるように掲載する。また、いじめに関する研修を実施し、意識啓発を行う。	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的(2ヶ月に1度)にいじめ対策委員会を開催し、情報共有を行い、学生へのアンケート調査の内容や調査後の結果について、いじめ案件について協議を行った。急を要すると委員長が判断した場合は、臨時での委員会を開催した。	引き続き、定期的に開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめの未然防止や早期発見等に資する能力を向上するため、全教職員に対し、令和7年2月に第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」を視聴による研修を企画し、R7年2月19日～R7年3月21日の期間で実施した。	全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修「録画配信」を活用した。R7年度は研修期間をR7年12月23日からR8年3月13日とすることとした。	R7年度実施期間 R7年12月23日から R8年3月13日まで 実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止における適切かつより実効性の高い取組を実施するため、令和2年6月30日制定されたいじめ防止等基本計画において、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う役割等を明記し、年度当初にメールで全教職員に周知した。	引き続き、いじめ防止等基本計画において役割を明記する。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのため、令和6年2月のいじめ対策委員会においていじめ防止プログラムを策定し、令和6年度当初にメールで全教職員に周知した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるように掲載する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生相談室や他の教職員が、普段の生活態度やいじめアンケート等の結果から、学生の気になる様子を把握した場合は、適切かつ迅速にいじめ対策委員会に報告するよういじめ対策委員会で作成した早期発見・事業対応マニュアルに明記し、年度当初にメールで周知徹底した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるように掲載する。また、いじめ連絡窓口となる教職員等の氏名も周知していく。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	全教職員に本校HPに記載されていることをメールで周知し、いじめがあった事実関係を把握するため、いじめ対策委員会は、当該関係学生に係るいじめ事案について事実確認を組織的に複数の教員で行うことを、いじめ対策委員会で作成した早期発見・事業対応マニュアルに定めている。	引き続き、本校HPに記載されていることを全教職員へ周知し、いじめ事案があった場合は、事実確認を組織的に複数の教員で行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学校生活やいじめに対するアンケートを実施し、その結果を定期開催しているいじめ対策委員会へ報告し、情報共有を行い、急を要する場合には、Teamsを使用し迅速に関係教職員で共有するようにしている。	定期開催のみならず、臨時開催やTeamsを活用し、いじめアンケート等の結果から注視すべき学生の情報共有を行っている。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事業対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年3月17日に、高等機構のいじめ防止ガイドライン、いじめ防止等対策ポリシーの改正の連絡を受け、いじめ対策委員会において、いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、早期発見・事業対応マニュアルの改正を行うため準備を進めている。	いじめ対策委員会において、早期発見・事業対応マニュアルを令和7年6月26日に改定、いじめ防止等基本計画を令和7年9月19日に改定し、10月1日に全教職員へメールで周知した。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回(5月・7月・11月・1月)実施し、集計された回答結果を基に、いじめ対策委員会へ情報共有し、注視すべき学生がいた場合には、教職員間で共有している。	引き続き年4回アンケートを実施し、注視すべき学生がいた場合は、適宜関係教職員と情報共有を図る。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を確保している。	スクールカウンセラーは非常勤のためいじめ対策委員会の構成員ではないが、学生相談室を通じてスクールカウンセラーが得た情報は、いじめ対策委員会において共有している。	引き続き、学生相談室を通じてスクールカウンセラーが得た情報を共有する。また、いじめ対策委員会の情報については必要に応じて学生相談室からスクールカウンセラーへ情報を共有する。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめの早期発見に向けた取り組み(研修)として、始業式において学生主事講話を行い、長期休業期間においては、自宅での意識啓発活動が繰り返されるようプリント配布を年3回(7月、12月、2月)実施している。 ハラスメントの被害を受けたり目撃したりした場合、学生相談員に相談することを目的として、次年度の学生便覧に、ハラスメントの防止と相談窓口(QRコード)を明記することとした。	引き続き、学生主事から主事講話により実施する。 学生相談室のQRコードを学生便覧に明記し、学生相談室のHP内で、ハラスメント防止と相談窓口の案内を行っている。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	始業式において、いじめ行為について学生主事講話の中で説明を行っている。長期休業期間においては、自宅での意識啓発活動が繰り返されるようプリント配布を年3回(7月、12月、2月)実施している。 また、年2回実施するいじめアンケートにいじめの定義を記載している。	引き続き、学生主事から主事講話により実施する。	
14	学生自身が、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生会保健局、および、各クラスの保健委員で構成される保健委員会(月1回程度開催)においてピアサポートに関する研修・学習会を実施している。 保健委員会には学生相談室員(教員)および看護課、学外カウンセラーも同席し必要に応じてアドバイス等を行っている。 委員会で学んだことを各委員がクラスに持ち帰り、情報共有することでピアサポートに関する理解を学生会全体に広げている。 お互いに支え合う、悩みを打ち明けやすい関係を作る、困っている様子の仲間を気にかけて(助け)等の意識向上は、いじめ予防や早期発見等にも繋がる。	引き続き、ピアサポーター体制により実施する。 R7年度は、ピアサポートに関する書籍の購入を予定しており、ピアサポートへの理解を深めてもらう。	ピアサポートに関する書籍をR7年7月購入。
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校がいじめ防止取組を、ホームページで周知しており、長期休業期間に入る前に、保護者宛てにもプリントを配付して通知している。	引き続き、HPにて日常的に閲覧できるように掲載する。	令和8年度は、新入生保護者へいじめ対策についての説明を、入学式終了後に実施予定。
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	被害・加害の双方の保護者に対し、被害学生の保護、加害学生への指導についていじめ対策委員会による対応方針を伝えることを徹底している。	引き続き、徹底する。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会)等で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	R7年3月に外部有識者の委員6名の出席を得て運営協議会が行われ、その中で保健管理センターの活動資料により、いじめ対策や学生によるピアサポートを行っていることを説明している。	引き続き、運営協議会で説明を実施する。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報共有するなど、連携して対応する体制ができている。	早期発見・事業対応マニュアルに明記し、警察や弁護士と連携している。	引き続き、警察等と連携し、状況によっては顧問弁護士へ相談する。	